

# 令和4年度事業計画

## I 啓発活動の基本方針

昨年、兵庫県人権啓発協会は設立30周年を迎えました。昨今の社会では、少子・高齢化、国際化、情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化などに伴い、人権課題もますます多岐にわたり、複雑化しています。インターネットによる人権侵害、職場や学校でのハラスメント・いじめ等の課題に加え、外国人や性的少数者の人権、さらに近年では新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷や差別的な扱いなど、様々な人権問題が後を絶ちません。

「人権に関する県民意識調査（平成30年度）」の結果をみると、人権に関して、知識としての理解は県民に広まりつつあるものの、年代等により人権意識に差があり、また自身の問題として理解し、行動に結びつけているかという点では、いまだ十分とは言えない傾向がうかがわれます。

そのため、私たち一人ひとりがお互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重が自然に態度や行動として表れるよう、創意工夫をこらした啓発活動を推進することが重要です。

以上のことから、県内各市町、人権関係諸団体はもとより県民の参画と協働のもと、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、「ひろげよう ところのネットワーク」をスローガンに、「人権文化をすすめる県民運動」を推進し、下記に重点をおいて人権啓発事業を積極的に展開します。

### 活動の重点

- 人権に関する理解や認識を深める人権啓発を進める。
- 人権を身近に感じ、一人ひとりの感性に訴える人権啓発を進める。

## II 公益目的事業

### 1 研修事業

県・市町職員や企業関係者、地域住民などを対象に、人権研修担当者や一般県民が人権問題についての理解と認識を深め、人権感覚を磨き、主体的に問題解決に取り組むこと等を目的に、各種の研修会を行う。

#### (1) 県職員研修の実施

県職員を対象とした職階別研修（幹部職員、推進員・監督職員等）を実施する。  
・実施回数 13回

#### (2) 市町職員研修の実施

市町の人権啓発担当者を対象とした研修を実施する。  
・実施回数 3回

#### (3) 企業人権啓発研修の実施

企業の経営者・人権啓発担当者等を対象とした研修を実施する。  
・実施回数 3回

#### (4) 講師派遣

- ① 特定職種従事者研修への講師派遣  
教職員、警察職員、消防職員、医療・保健関係従事者、福祉関係従事者など、高い人権意識を身につける必要のある職種を対象とした研修に講師を派遣する。
- ② 住民研修や企業研修等への講師派遣及び紹介  
市町や企業、団体等の依頼に応じ、講師の派遣及び紹介を行う。

#### (5) インターネット・モニタリング事業の実施

インターネットでの差別を助長するような悪質な書込みのモニタリング等を実施する。さらに、その検索結果等をもとに、市町職員研修を実施する。

## 2 啓発事業

県民の人権についての理解を深め、「人権文化をすすめる県民運動」を推進していくために、さまざまな手法や機会を活用した人権啓発活動を行う。

#### (1) 「ひょうご・ヒューマンフェスティバル 2022 in ひめじ」の開催

講演、ステージ、体験コーナー、展示や交流等のさまざまな催しを通じた学びや気づきから人権を身近に感じ、大切なものとして日常生活の中での実践につなげるため、「人権文化をすすめる県民運動推進強調月間」（8月）の主要行事として開催する。

- ・開催期日 令和4年8月28日（日）
- ・開催場所 姫路市市民会館

#### (2) 「人権のつどい」の開催

講演や、ミニコンサート等により、人権週間(12月4日～10日)の意義を広く県民に周知し、人権意識の普及高揚を図る。

- ・開催期日 令和4年12月
- ・開催場所 神戸市内

#### (3) 人権総合情報誌「ひょうご人権ジャーナルきずな」の発行

人権に関する課題について、専門家等の寄稿や県内各地のさまざまな実践活動の紹介等をタイムリーかつ分かりやすい内容とし、県民、人権関係機関・団体等に提供するとともに、県民の意見を紹介するコーナーを設けるなど、双方向性を持った内容とする。

- ・発行日 毎月1日
- ・発行部数 毎月28,000部

#### (4) 「人権啓発ビデオ」の企画・制作

さまざまな人権課題を映像で提示し、人々の感性に訴えかけることにより、豊かな人権意識を身につけることを目的に、各種の人権研修会や学習会等での教材となる人権啓発ビデオを企画・制作する。

#### (5) 「人権啓発ビデオ」活用ガイドの作成

上記の人権啓発ビデオを用いた人権研修会等において、制作のねらいや学習のポイントなどに関する理解を深めるとともに、人権課題への認識を高め研修の充実に資するため、活用ガイドを作成する。

## (6) 広報媒体等を活用した啓発

「人権文化をすすめる県民運動推進強調月間」や「人権週間」の意義等を県民に周知・啓発するため、マスメディア等の広報媒体を活用した広域的な啓発を推進する。

### ① 新聞広告

8月に「人権文化をすすめる県民運動推進強調月間」の啓発広告を新聞紙上に掲載する。

### ② ラジオ放送(スポット広告)

人権の大切さ等を啓発するためのスポット広告を放送する(ラジオ局制作番組の人権コーナーを活用)。

### ③ ホームページ

協会ホームページ及び人権啓発特設サイトを通じ、各種の人権情報や啓発メッセージ等を県民に発信する。

### ④ 啓発ポスター

「人権文化をすすめる県民運動推進強調月間」啓発ポスターを県・各市町及び関係機関・団体に配付し、掲出する。

### ⑤ 懸垂幕等

県総合庁舎や市町庁舎等にスローガン等を掲出する。

### ⑥ 啓発パネル

県立のじぎく会館内で掲出するとともに、県・各市町及び関係機関・団体に貸出し、掲出する。

## (7) スポーツチーム等と連携・協力した人権啓発

スポーツを通して人権をより身近に感じ、協力や思いやりなどの大切さを感じてもらい、人権意識の高揚を図るため、著名なスポーツチーム、選手との連携・協力して人権啓発活動を行う。

## (8) 人権問題文芸作品「のじぎく文芸賞」の募集

県民参加型の事業として、人権に関する文芸作品を募集し、優れた作品については表彰するとともに、作品集として発行し、研修や啓発の場で活用する。

- ・募集部門 小説・随想・詩・創作童話
- ・募集時期 6月～9月

## (9) 人権ユニバーサル事業の実施(ひょうご・ヒューマンフェスティバルと同時開催)

障害のある人、外国人及び性的少数者に関する人権問題をテーマとして、民間団体等と連携するなど、各種事業を企画し、啓発活動を実施する。

### ① 障害のある人

障害者スポーツの紹介・体験等を通して、障害者と健常者の相互理解を深め、人権意識を高める。

### ② 外国人

さまざまな国や地域の文化を学び体験することで、異なる文化への理解を深め、人権意識を高める。

## (10) 大学生等への啓発

障害のある人や外国人への理解を深め、人権意識を高めるためのクリアファイルを作成し、大学生等をターゲットに広く配布し、啓発する。

## (11) 「ひょうご人権大使」による啓発

兵庫県出身または兵庫県にゆかりのある著名人を「ひょうご人権大使」に委嘱し、人権に関するイベントや各種の人権啓発活動で、PRや情報発信などを効果的に行う。

#### (12) 人権啓発企画展示の実施

県立のじぎく会館内のロビー等において、定期的に啓発パネル展・作品展等の企画展示を実施する。

#### (13) 市町連絡会議の開催

市町との連携、相互協力を図り、市町への活動支援を円滑に実施するため、市町連絡会議を開催する。

#### (14) ひょうご人権ネットワーク会議による連携

「ひょうご人権ネットワーク会議」に参加する機関・団体等と連携し、情報交換を行うとともに、人権啓発活動等を効果的に行う。

#### (15) 情報・資料の提供

国・都道府県・市町等の活動情報や学習教材等を収集し、「ふれあいルーム」に展示する。また、ビデオ、専門図書等の貸出しを行う。

#### (16) 「STOP コロナ差別」啓発活動

新型コロナウイルス感染症に伴う差別や偏見をなくし、正しい理解や認識を促すため、「STOP コロナ差別」ロゴマークを活用した啓発活動等を行う。

### 3 研究事業

さまざまな人権課題に関する原因やその解決に向けての方策等に関し、各分野の専門家による研究を進め、本協会の人権啓発事業の展開及び各市町等での啓発・研修事業の展開に資する。

#### (1) 人権に関する課題別研究の実施

共生社会実現への方策や人権尊重意識を高めるための新たな啓発のあり方に生かすため、さまざまな人権課題についての理解を深める研究紀要を発行する。

#### (2) 人権啓発アドバイザーの活用

学識経験者等をアドバイザーとして委嘱し、必要に応じて研修・啓発事業等について、指導・助言を求める。

### 4 相談事業

県民からの人権に関する相談に応じ、解決策を共に考え、また、関係機関につながるなどの支援を行う。さらには、各市町が行う啓発・研修の手法や情報等に関する相談に応じる。

#### (1) 人権相談の実施

専任の相談員を配置し、来館相談、電話や電子メール等により、さまざまな人権に関する相談に応じるほか、弁護士による専門相談を開設し、インターネットによる人権侵害や性的少数者に関する人権相談等にも適切に対応する。

#### (2) 啓発活動についての相談等の実施

市町等が行う啓発活動の手法等についての相談等に応じる。

### (3) 保有する図書、資料の整理・更新及び情報発信機能の拡充

保有する図書、資料に関する情報をデータベース化し、その整理・更新を進め、利用者の利便を図る。また、「ひょうご人権情報バンク」を活用し、県内各市町との連携を強化しながら情報発信をする。

## Ⅲ 収益事業

複雑・多様化する人権課題に対応し、人権施策の展開を図る全県的な拠点施設として、「県立のじぎく会館」の効果的・効率的な運営を図るとともに、人権啓発ビデオの販売等による適正な収益事業を実施する。

### 1 県立のじぎく会館の管理運営事業

県立のじぎく会館の指定管理者として、適正な管理・運営を図るとともに、利用率の向上に努める。

### 2 人権啓発ビデオ等販売事業

#### (1) 人権啓発ビデオの販売

啓発ビデオの有効な活用を図るため、制作ビデオの販売を業者に委託し、全国で販売する。

#### (2) 有料駐車場の運用

会館利用者の利便性を確保するとともに、協会事業の充実に資するため、有料駐車場の運用を図る。

## Ⅳ 管理運営

県内における人権問題の解決を図るための啓発活動を推進し、人権文化を育む社会を実現するための活動を続けるため、公益財団法人としての管理運営を行う。

### 1 法人の運営

#### (1) 評議員会・理事会の開催

評議員会及び理事会を開催し、協会の運営方針及び事業内容を決定し、執行状況を把握するなど、法人の円滑かつ実効ある運営を推進する。

#### (2) 企画委員会・専門委員会の開催

専門的な立場から啓発のあり方等を審議し提言する企画委員会、研修・啓発・研究事業について市町や専門機関の立場からの意見を聴取する各専門委員会を開催し、協会事業に反映させる。

#### (3) 情報公開等

協会ホームページ等を通じ、毎年度の事業計画、収支予算、事業報告書及び収支決算書等を公開することにより、協会の経営状況、事業内容等の県民への周知に努める。

#### (4) 賛助会員の募集

県民や関係機関・団体に、人権尊重の理念への理解をより一層深め、協会事業に対する支援をいただくため、賛助会員を広く募集する。